９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650―0042兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号」あて提出されたい。

平成26年12月26日

神戸運輸監理部長　安藤　　昇

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「241,400円」を「243,350円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,900円」に、はしけ長「241,400円」を「243,350円」に、部員「182,850円」を「184,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「173,700円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金については、職員（船長を含む。）の最低賃金額「238,300円」を「239,600円」に、部員の最低賃金額「177,500円」を「178,300円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「193,800円」を「196,600円」に改正することが適当である。

公　告

諮　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成26年12月26日

金融庁長官　細溝　清史

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

エヌピーイーシー・アジア・ピーイーエフ・ツー・リミテッド・パートナーシップの業務執行組合員等である

名称　アジア・ピーイーエフ・ツー・ジーピー・リミテッド

住所　ケイマン諸島、ＫＹ１―1104、グランドケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　あすか信用組合
　　住所　東京都新宿区歌舞伎町２丁目32番９号

⑵　名称　株式会社ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ
　　住所　東京都中央区日本橋茅場町１―９―２　第一稲村ビル３階

⑶　名称　株式会社ＭＡプラットフォーム
　　住所　東京都港区虎ノ門二丁目３番17号

⑷　名称　株式会社コスモビューティー
　　住所　東京都豊島区池袋２―６―１

⑸　名称　株式会社Ｔ―ＭＥＤＩＡホールディングス
　　住所　東京都目黒区青葉台三丁目６番28号

⑹　名称　株式会社マネースクウェアＨＤ
　　住所　東京都港区赤坂九丁目７番１号

⑺　名称　ダイビル株式会社
　　住所　大阪市北区中之島三丁目６番32号

⑻　名称　日神不動産株式会社
　　住所　東京都新宿区新宿五丁目８番１号

⑼　名称　ユナイテッド株式会社
　　住所　東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号アライブ美竹

⑽　名称　チコニー・オーバーシーズ・インク
　　住所　イギリス領バージン諸島、トルトラ島、ロードタウン、私書箱　3152

⑾　名称　ムーンレイ・ホールディングス・リミテッド
　　住所　英領バミューダ、HM19、ハミルトン、クロウ・レーン、ペンブルグ・ホール

⑿　名称　ラサール・ジャパン・ロジスティクス・スリー・エスワン・ピーティーイー・リミテッド
　　住所　シンガポール国　048619　リパブリックプラザ　＃37―01　ラッフルズプレイス　９

⒀　名称　ケイマン・インターナショナル・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッド
　　住所　ケイマン諸島、ＫＹ１―9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、マリー・ストリート　87、ウォーカー・ハウス

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成27年１月１日から平成28年12月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成26年12月26日

金融庁長官　細溝　清史

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　三井物産株式会社
　　変更後の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目１番３号

⑵　名称　カイン・リアルエステート・ファイナンス株式会社
　　変更後の所在地　東京都港区虎ノ門五丁目13番１号

２　名称の変更のあった者

変更前の名称　リムリック特定目的会社

変更後の名称　原宿タウン特定目的会社

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社ＮＥＸＴ　ＴＲＵＳＴ

２．本店所在地　東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー11階

３．登録番号　関東財務局長（金商）第711号

４．行政処分の年月日　平成26年12月16日

５．行政処分の内容

金融商品取引業の全ての業務を平成26年12月16日から平成27年３月15日まで停止すること。

平成26年12月26日

関東財務局長　細田　　隆

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１７２０号

東京都港区南青山３丁目８番37号

申立人　株式会社シティインデックスホスピタリティ

本籍神戸市須磨区西落合７丁目３番、最後の住所神戸市須磨区西落合７丁目３番73―202号、死亡の場所神戸市垂水区、死亡年月日平成26年８月19日、出生の場所兵庫県川辺郡小田村、出生年月日昭和３年11月12日、職業不詳

被相続人　亡　西村　信子

事務所神戸市中央区三宮町２丁目11―１　センタープラザ西館501号室

相続財産管理人　弁護士　中尾　悦子

神戸家庭裁判所

平成２６年（家）第９０３号

奈良県生駒市小明町33番地

申立人　米田　繼雄

奈良県生駒市小明町453番地

申立人　森本照太郎

奈良県生駒市小明町1415番地

申立人　堀口　千秋

申立人ら代理人弁護士　中本　　勝

本籍大阪府大阪市南区内安堂寺町通２丁目１番地、最後の住所不詳、死亡の場所大阪府泉北郡高石町、死亡年月日昭和15年７月25日、出生の場所大阪府大阪市南区、出生年月日大正９年４月20日、職業不詳

被相続人　亡　杉本　安彦

事務所奈良市西大寺栄町３番23号サンローゼビル４階　秋篠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　卓司

奈良家庭裁判所

平成２６年（家）第９２２号

奈良市川上町875番地の１

申立人　社会福祉法人万葉福祉会

本籍大阪府大阪市生野区東桃谷町３丁目173番地、最後の住所奈良市川上町875番地の１特養老人ホーム万葉苑、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日平成26年10月25日、出生の場所大阪府大阪市南区、出生年月日大正５年３月９日、職業無職

被相続人　亡　横山　フク

事務所奈良市高天町10―１　株式会社Ｔ．Ｔ．ビル503　朝岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　朝岡　直美

奈良家庭裁判所

平成２６年（家）第３０３１８号

広島市西区己斐西町44番８号

申立人　宮田　秀雄

本籍広島市西区中広町２丁目12番、最後の住所広島市西区中広町２丁目12番８号、死亡の場所広島市西区、死亡年月日推定平成26年３月19日、出生の場所広島市、出生年月日昭和35年２月20日、職業不詳

被相続人　亡　今田　雅和

事務所広島市中区上八丁堀４番27号上八丁堀ビル３階　芥川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芥川　　宏

広島家庭裁判所